(厚生労働委員会)

移 植 12 用 7 る 造 血 幹 細 胞 \mathcal{O} 適 切 な 提 供 \mathcal{O} 推 進 に 関 す る 法 律 案 厚 生 労 働 委 員 長 提 出

五号) 要旨

な 実 本 法 施 律 に 資 案 す は る た 移 8 植 に 移 用 植 11 る造 に 用 1 血. る 幹 造 細 胞 血 幹 \mathcal{O} 適 細 胞 切 な \mathcal{O} 提 滴 供 切 な \mathcal{O} 推 提 進 供 を \mathcal{O} 推 义 り、 進 12 関 Ł L 0 て 造 基 本 Ш. 理 幹 細 念 胞 及 移 \mathcal{U} 植 施 策 \mathcal{O} 円 \mathcal{O} 基 滑 本 か と 0 な 適 る 正

業 事 項 に を 0 11 定 て \Diamond 必 要 玉 な \mathcal{O} 規 責 務 制 及 等 \mathcal{U} を 助 明 成 5 を カュ 行 に お す うと る と と す ŧ る に、 Ł \mathcal{O} で 骨 あ 髄 り、 末 そ 梢 \mathcal{O} 血 主 幹 な 細 内 胞 容 提 は 供 次 あ \mathcal{O} 0 と せ お W ŋ 事 で 業 あ 及 る。 び 臍 帯 血 供 給 事

移 植 に 用 11 る 造 血 幹 細 胞 移 植 に 用 い る 骨 骳 末 梢 ή. 幹 細 胞 及 75 臍 帯 血. を 1 う 。) \mathcal{O} 提 供 に 関 し、 その

提

供

 \mathcal{O}

促

進

移

植

を

受

け

る

機

会

 \mathcal{O}

公

平

性

 \sim

 \mathcal{O}

配

慮

安

全

性

 \mathcal{O}

確

保

等

を

基

本

理

念

と

L

7

定

8

る。

玉 及 び 地 方 公 共 寸 体 は \mathcal{O} 基 本 理 念 に \mathcal{O} 0 لح り 移 植 に 用 1 る 造 血 幹 細 胞 \mathcal{O} 適 切 な 提 供 \mathcal{O} 推 進 に 関 す

る 施 策 を 策 定 し 及 び 実 施 す る 責 務 を 有 す る。

三 骨 髄 末 梢 血 幹 細 胞 提 供 あ 0 せ W 事 業 者 及 び 臍 帯 血 供 給 事 業 者 以 下 造 血 幹 細 胞 提 供 関 係 事 業 者」 لح

1

う <u>。</u>

等

は

造

血.

幹

細

胞

 \mathcal{O}

適

切

な

提

供

0)

推

進

に

積

極

的

に

寄

与

す

るよう努

め

な

け

れ

ば

な

5

ず、

医

療

関

係

者

は 造 血 幹 細 胞 \mathcal{O} 適 切 な 提 供 \mathcal{O} 推 進 12 関 す る 施 策 に 協 力 す る ょ う 努 め な け れ ば な 5 な

兀 厚 生 労 働 大 臣 は 移 植 に 用 1 る 造 血 幹 細 胞 \mathcal{O} 滴 切 な 提 供 \mathcal{O} 推 進 を 义 る た め 浩 血 幹 細 胞 \mathcal{O} 提 供 推 進 \mathcal{O} 基

本 的 な 方 向 提 供 \mathcal{O} 目 標 安 全 性 \mathcal{O} 確 保 筡 \mathcal{O} 事 項 カン 5 成 る、 基 本 的 な 方 針 を 定 8 る t \mathcal{O} لح す る。

五 玉 等 は 移 植 に 用 1 る 造 Ш. 幹 細 胞 \mathcal{O} 適 切 な 提 供 \mathcal{O} 推 進 \mathcal{O} た め 玉 民 \mathcal{O} 理 解 \mathcal{O} 増 進 情 報 \mathcal{O} __ 体 的 な 提 供

浩 Ш. 幹 細 胞 提 供 関 係 事 業 者 \mathcal{O} 安 定 的 な 事 業 運 営 \mathcal{O} 確 保 等 に 必 要 な 施 策 を 講 ず る ŧ \mathcal{O} لح す る

六 骨 髄 末 梢 血 幹 細 胞 提 供 あ 0 せ W 事 業 又 は 臍 帯 血 供 給 事 業 を 行 お うと す る 者 は 厚 生 労 働 大 臣 \mathcal{O} 許 可 を

受けなければならない。

七 骨 髄 • 末 梢 血 幹 細 胞 提 供 あ 0 せ W 事 業 者 は 骨 骳 • 末 梢 血 幹 細 胞 \mathcal{O} 安 全. 性 確 保 等 \mathcal{O} 措 置 等 を 講 じ な け れ

ば な 5 ず 臍 帯 血. 供 給 事 業 者 は 臍 帯 血 \mathcal{O} 品 質 確 保 \mathcal{O} 基 進 \mathcal{O} 遵 守 等 を L な け れ ば な 5 な

八 玉 は 造 血 幹 細 胞 提 供 関 係 事 業 者 等 に 対 L 事 業 等 に 要 す る 費 用 \mathcal{O} 部 を 補 助 す ることができる。

九 厚 生 労 働 大 臣 は 造 血. 幹 細 胞 提 供 支 援 機 関 を 全 玉 を 通 ľ て 個 12 限 ŋ 指 定 す る ر ح が できる。

十 ۲ \mathcal{O} 法 律 は 公 布 \mathcal{O} 日 か 5 起 算 L て __ 年 六 月 を 超 え な い 範 开 内 12 お 1 て 政 令 で 定 \otimes る 日 か 5 施 行 す

+ 法 律 \mathcal{O} 施 行 後 三年 を 経 過 L 必 要 が あ る ときは 検 討 が 加 え 5 れ 必 要 な 措 置 が 講 ぜ 5 れ る ŧ 0) とする。